

勝山市告示第 45 号

勝山市立中学校建設工事（地下横断歩道昇降口建設工事）の請負契約に係る条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき、必要な資格を定めたので、同条第 2 項の規定により、その基本となるべき事項及び当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和 7 年 9 月 16 日

勝山市長 水上 実喜夫

記

1 条件付き一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 勝山市立中学校建設工事（地下横断歩道昇降口建設工事）
- (2) 工事場所 勝山市 昭和町 2 丁目 地係
- (3) 業種 土木一式工事
- (4) 予定工期 契約締結日から令和 8 年 10 月 30 日（火）まで
- (5) 工事概要等

施工延長 L=27.0m 現場打函渠 V=390.5m³ プレキャスト L 型擁壁（H=800～2,000） L=35.9m 重力式擁壁（H=1,567～1,715） L=5.7m 小型擁壁（H=500～697）
L=0.7m 仮設工 N=1 式

- 2 本工事に係る入札に参加することができる者は、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の末日において、次の第 1 号から第 4 号までに掲げる各構成員の要件を満たす者が自主結成の方法により、代表者 1 者、構成員 1 者の計 2 者で構成する、甲型特定建設工事共同企業体（以下「甲型共同企業体」という。）を結成するものとする。

(1) 甲型共同企業体の各構成員の共通資格要件

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- イ 申請書の提出期間の末日において、「勝山市工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止又は指名除外の期間中でないこと。
- ウ 申請書の提出期間の末日において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度のいずれかに加入し、又は退職一時金制度を有している者であること。

(2) 甲型共同企業体の代表者の資格要件

- ア 勝山市内に建設業法第 3 条第 1 項の本店を有していること。
- イ 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の末日において、令和 7・8 年度勝山市建設工事入札等参加資格者として工事の種類が「土木一式工事」の「A 等級」で登録されている者であること。なお、下請け金額が 5,000 万円以上となる場合は、土木一式工事の特定建設業の許可を有する者であること。

ウ 次の条件をいずれも満たす技術者を配置できること。

(ア) 土木一式工事業に係る主任技術者（自社と3ヵ月以上の継続的な雇用関係が確認できる者に限る。）をこの工事現場に専任で配置できること。

(イ) 下請け金額が5,000万円以上となる場合は、土木一式工事における監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。）をこの工事現場に専任で配置できること。

(3) 甲型共同企業体の構成員の資格要件

ア 勝山市内に建設業法第3条第1項の本店を有していること。

イ 申請書の提出期間の末日において、令和7・8年度勝山市建設工事入札等参加資格者として工事の種類が「土木一式工事」の「A等級」又は「B等級」で登録されている者であること。

ウ 次の条件を満たす技術者を配置できること。

土木一式工事業に係る主任技術者（自社と3ヵ月以上の継続的な雇用関係が確認できる者に限る。）をこの工事現場に専任で配置できること。

(4) 甲型共同企業体の各構成員の出資比率

甲型共同企業体の各構成員の出資比率は、次に掲げる基準を満たすこと。

ア すべての構成員の出資比率が、30%以上であること。

イ 代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次により申請すること。

(1) 提出書類

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号、様式第1号の2）

イ 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（構成員全員分の押印のあるもの）

(2) 申請書（前号ア及びイの提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等

ア 交付期間

令和7年9月16日（火）から同年10月6日（月）午後5時まで

イ 交付方法等

勝山市ホームページからダウンロードできる。

(<http://www.city.katsuyama.fukui.jp/>)「入札情報」

(3) 申請書の提出期間等

ア 提出期間 申請書の交付期間と同じとする。

イ 提出場所 福井県勝山市元町1丁目1番1号 勝山市財政課 契約検査係

ウ 提出方法 持参して提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

エ 提出部数 2部

4 特定建設工事入札参加資格の有無の決定

(1) 特定建設工事入札参加資格の審査の申請をした者の特定建設工事入札参加資格の有無は、勝山市建設工事競争入札等実施要綱（平成19年勝山市告示第74号）第5条から第7条までの規定の例により決定するものとする。

(2) 入札参加資格の審査の結果は、申請者（共同企業体の代表者）に対し、令和7年10月7日（火）に条件付き一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

(3) 特定建設工事入札参加資格の有無の決定を受けた者であっても、申請書提出後開札日までに、共同企業体の構成員について指名停止又は指名除外を受けた者等、この入札に参加するのにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格の決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無の決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体についてはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体については、この工事の請負契約が締結された日に効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査について不明な点があれば、勝山市財政課 契約検査係（ダイヤルイン 0779-88-8130）に照会すること。